

令和 7 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

【諸般の報告】

＜令和 6 年度関係＞

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 中央病院とこども病院を統合した新たな拠点病院の整備について | 2 |
| 2 | 一般外来の初診予約枠の変更について（こころの医療センター） | 3 |
| 3 | 障害者活躍推進計画（第 2 期）の策定について | 4 |

＜令和 7 年度関係＞

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 4 | 令和 7 年度の各病院の主な取組について | 5 |
|---|----------------------|---|

【議案関係】

＜令和 6 年度関係＞

- | | | |
|----------|-----------------------------|---|
| 第 59 号議案 | 令和 6 年度茨城県病院事業会計補正予算（第 2 号） | 6 |
| 第 79 号議案 | 権利の放棄について | 7 |

＜令和 7 年度関係＞

- | | | |
|----------|--------------------|---|
| 第 15 号議案 | 令和 7 年度茨城県病院事業会計予算 | 8 |
|----------|--------------------|---|

令和 7 年 3 月 1 2 日

病 院 局

1 中央病院とこども病院を統合した新たな拠点病院の整備について

(1) 現状・課題

- ・水戸保健医療圏では同規模の急性期病院が多数競合しており、医師などの医療人材の確保が困難になりつつあるほか、複数の医療機関においては、施設の老朽化に伴う建替などの課題も発生している。
- ・限られた医療資源の中で医療人材及び医療の質を確保し、効率的な医療提供体制を構築するため、病院機能の再編や統合等の検討を推進する必要がある。

(2) 経緯

- ・「第8次茨城県保健医療計画」において、水戸保健医療圏の6病院(※)を対象とした再編統合や高度急性期医療を担うフラッグシップホスピタルの整備等について、関係機関と連携しながら、引き続き検討していくこととした。
- ・2025年(令和7年)2月、水戸地域医療構想調整会議において、水戸保健医療圏の6病院を2つの拠点病院を中心とした病院群に再編するという方針がまとまった。

(※) 6病院：中央病院、こども病院、水戸協同病院、水戸済生会総合病院、水戸医療センター、水戸赤十字病院

(3) 今後の対応

- ・水戸地域医療構想調整会議で承認が得られた以下の基本方針を基に中央病院・こども病院を統合した新たな拠点病院の整備に向け、令和7年度から基本構想の検討を進めていく。

【基本方針】

- ・「中央病院」「こども病院」を統合し、県が責任を持ってがん・小児・周産期医療を提供していく。
- ・建設候補地は、現在の利用者にも配慮しつつ、県央・県北の高度急性期医療を担うため、水戸ICを中心にアクセスの良い場所とする。
- ・来年度から基本構想の検討に着手し、10年以内の開院を目指す。

(参考) 各病院の概要

病院名	中央病院	こども病院
所在地	笠間市鯉淵 6528 番地	水戸市双葉台 3 丁目 3 番地の 1
建築年	昭和 63 年度	昭和 60 年度
許可病床数	500 床	115 床
延べ床面積	26,912.34 m ²	13,904.435 m ²
敷地面積	57,871 m ²	39,495.39 m ²
事業内容	茨城県の中核的な総合病院として、がん医療、救急医療などをはじめとする高度・専門医療の提供	茨城県の小児医療の中核的な専門病院として、重篤・難治な患者を対象に、高度かつ専門的な医療の提供

2 一般外来の初診予約枠の変更について（こころの医療センター）

こころの医療センターでは、茨城県における精神科の基幹病院として精神科救急に対応し、児童思春期や依存症、睡眠障害、災害精神医学などの専門医療を担うとともに、幅広く一般医療も行い、近年では訪問診療にも力を入れてきたところ。

しかしながら、令和7年度は退職等に伴い精神保健指定医※が3名減となるなど医師が不足し、これらすべてを行うことが困難となったことから、令和7年4月以降、外来の診療体制を変更し、他の精神科医療機関では対応が難しい救急、専門医療、訪問支援に力を入れていく。

今後、患者への影響が最小限となるよう調整を行い、よりよい精神科医療を提供できるように努めていく。

（1）こころの医療センターの医師数

	令和6年度	令和7年度	増減
医師	24人	23人	－1人
うち精神保健指定医※	18人	15人	－3人

※一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を修了し厚生労働大臣の指定を受けた医師。本人の意思によらない入院や、一定の行動制限を行うことができる。

（2）外来予約枠の変更概要（各月）

区分		変更前(R7.3)	変更後(R7.4～)	増減
一般外来	新規患者	48人	12人	－36人
	準救急	15人	32人	＋17人
専門外来	児童・思春期	16人	16人	－
	依存症	6人	6人	－
	睡眠	22人	22人	－
計		107人	88人	－19人

（3）外来予約枠の変更に伴う影響及び今後の対応

一般外来の予約枠が減少することにより新規患者の受診待ち期間が増加するなどの影響が生じる可能性があるが、緊急に受診が必要な患者を診察する準救急枠を約2倍に増加するとともに、入院治療を実施した患者の近隣の医療機関への転院等の機能分担や連携により、外来予約枠の変更に伴う影響が最小限となるよう努めていく。

3 障害者活躍推進計画（第2期）の策定について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、令和2年に策定した障害者活躍推進計画については、令和7年3月にその計画期間が終了することから、次期計画を策定するもの。

（1）計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

（2）目 標

①実雇用率

当該年の6月1日時点における法定雇用率を着実に達成

②定着率の向上

不本意な離職者を極力生じさせないようにする

③満足度の向上

定期面談等により改善事項を把握し、早急に対応する

（3）主な取組

- 障害者雇用推進チームの設置（ゆりのき工房（※）で働く障害者が参画）
- 専任の「ゆりのき工房指導員」を配置して、工房の業務をサポート
- 本人の習熟度、適性、希望等に応じて、柔軟な業務の割当て（病棟勤務など）
- 特別支援学校のインターンシップ受入れ
- 障害者の家族とも相談や情報共有を行える体制をつくり、安心して働いてもらえる環境を整備

※ゆりのき工房（H31.2.1 県立中央病院内に設置）

これまで看護師等が行っていた業務の中から、診療・看護に関する消耗品の製作・配送など作業に適した業務を抽出し、障害者の働くワークスペースに集約した。

（R7.3.1 現在 障害者13人）

（参考）病院局における障害者雇用率の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実雇用率	2.75%	2.88%	3.38%	3.03%	3.00%
法定雇用率	2.5%	2.6%			2.8%

4 令和7年度の各病院の主な取組について

第5期中期計画に基づき、以下の重点取組事項を中心に、高度・専門医療をはじめとする診療機能の充実・強化や経営改善に取り組んでいく。

中央病院

○病診・病病連携の推進

地域医療機関との機能分化・連携強化を図り、病診連携・病病連携を推進する。

【数値目標：紹介患者数 8,417人（2025.1月末現在）→ 9,800人（2025年度）】

○がんゲノム医療の推進

がん遺伝子パネル検査や遺伝カウンセリング、遺伝学的検査の積極的な実施など、がんゲノム医療の推進と普及を図る。

【数値目標：遺伝子パネル検査件数 82件（2025.1月末現在）→ 120件（2025年度）】

こころの医療センター

○地域移行促進や地域生活支援の充実

地域移行促進や地域生活支援の充実のため、訪問看護や多職種によるアウトリーチ活動の強化を図る。

【数値目標：訪問看護件数 3,984人（2025.1月末現在）→ 4,300人（2025年度）】

○児童・思春期精神疾患などの専門医療の充実

他の医療機関では提供が難しい、児童・思春期精神疾患、依存症、医療観察法医療、自殺未遂者対策などの専門医療の充実を図る。

【数値目標：児童・思春期新規外来患者数 344人（2025.1月末現在）→ 440人（2025年度）】

こども病院

○医師養成・派遣機能の充実強化

人材育成プログラムによる専攻医の確保、小児医療を担う専門医の養成、県央・県北の医師不足地域への医師派遣など、茨城県の小児医療に係る人材を充実させる。

【数値目標：診療応援医師派遣数 199回（2025.1月末現在）→ 250回（2025年度）】

○移行期医療の推進

小児期医療から成人期医療への移行に関わる受入医療機関との連携を強化し、移行期支援を行う。

【数値目標：重症心身障害児移行症例数 19人（2025.1月末現在）→ 24人（2025年度）】

第 59 号議案 令和 6 年度茨城県病院事業会計補正予算（第 2 号）

1 業務の予定量の補正

（単位：人）

区分		入院患者数		外来患者数	
		1 日平均	年 間	1 日平均	年 間
中央病院	補正前	387	141,352	975	236,850
	補正後	359	130,860	906	220,265
こころの医療センター	補正前	220	80,215	299	72,657
	補正後	194	70,645	284	68,994
こども病院	補正前	104	37,795	213	51,764
	補正後	97	35,527	186	45,158

2 収益的収入及び支出の補正額

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計
事業収益	本庁	123,200	△4,501	118,699
	中央病院	21,708,425	△1,313,923	20,394,502
	こころの医療センター	4,210,377	△195,957	4,014,420
	こども病院	1,344,793	138,712	1,483,505
	計	27,386,795	△1,375,669	26,011,126
事業費用	本庁	126,699	△5,235	121,464
	中央病院	21,910,008	△734,356	21,175,652
	こころの医療センター	4,232,225	△27,727	4,204,498
	こども病院	1,348,187	206,067	1,554,254
	計	27,617,119	△561,251	27,055,868

3 資本的収入及び支出の補正額

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計
資本的収入	中央病院	1,495,116	△125,800	1,369,316
	こころの医療センター	198,538	△4,900	193,638
	こども病院	600,304	△9,570	590,734
	計	2,293,958	△140,270	2,153,688
資本的支出	中央病院	2,234,581	△125,729	2,108,852
	こころの医療センター	308,538	△4,829	303,709
	こども病院	800,385	△9,622	790,763
	計	3,343,504	△140,180	3,203,324

第 79 号議案 権利の放棄について

1 議案の内容

死亡や無資力等により回収不能となり、県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準に該当する時効期間を経過した債権について、権利の放棄をする。

区分	年度	金額	債務者住所氏名	権利放棄の理由
茨城県立中央病院 の 診 療 料	平成 18 年度及 び平成 19 年度	554, 150 円	つくば市谷田部 4774 番地 1 1 棟 103 号 林 真弓	回収不能のため、 権利を放棄する もの
計		554, 150 円		

（参考）上記の議案のほか、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分については、以下のとおり。

区分	専決処分	左記の放棄理由別内訳			
		死亡	所在不明	少額	無資力
金額	354, 840 円	65, 440 円	0 円	1, 800 円	287, 600 円
件数	13 件	2 件	0 件	3 件	8 件

2 未収金額の推移

（単位：千円）

区 分		R3	R4	R5	R6 (4～12 月実績)
年度末未収金額(a)		111, 626	89, 071	83, 253	102, 588
参 考	医業収益(b)※	21, 944, 894	22, 580, 272	23, 154, 126	24, 783, 070
	未収金対医業収益率(a/b)	0. 5%	0. 4%	0. 4%	0. 4%

※R6 の医業収益は最終補正予算案の額

3 主な未収金対策

（１）発生防止対策

- ・クレジットカードでの支払い
- ・救急センターにおける 24 時間会計の実施
- ・入院保証金（5 万円）の徴収
- ・医療ソーシャルワーカー等による積極的な相談の実施
- ・コンビニ収納の実施
- ・医療費あと払いサービスの導入
- ・外国語翻訳版請求文書の活用

（２）回収対策

- ・債権回収の外部委託
- ・法的措置の適切な実施
- ・連帯保証人への請求
- ・3 病院合同対策会議での進捗管理

第 15 号議案 令和 7 年度茨城県病院事業会計予算

1 業務の予定量

(単位：人)

	入院患者数		外来患者数	
	1 日平均	年 間	1 日平均	年 間
中央病院	370	135, 177	980	237, 160
こころの医療センター	223	81, 198	303	73, 326
こども病院	106	38, 525	211	51, 082

2 収益的収入及び支出の予算額

(単位：千円)

科目		令和 7 年度	令和 6 年度(当初)	増減
事業収益	本庁	143, 059	123, 200	19, 859
	中央病院	21, 416, 428	21, 599, 586	△183, 158
	こころの医療センター	4, 357, 182	4, 178, 635	178, 547
	こども病院	1, 446, 078	1, 344, 793	101, 285
	計	27, 362, 747	27, 246, 214	116, 533
事業費用	本庁	143, 059	123, 200	19, 859
	中央病院	21, 348, 527	21, 570, 365	△221, 838
	こころの医療センター	4, 312, 885	4, 132, 713	180, 172
	こども病院	1, 423, 548	1, 317, 281	106, 267
	計	27, 228, 019	27, 143, 559	84, 460

3 資本的収入及び支出の予算額

(単位：千円)

科目		令和 7 年度	令和 6 年度(当初)	増減
資本的収入	中央病院	933, 361	1, 495, 116	△561, 755
	こころの医療センター	214, 303	198, 538	15, 765
	こども病院	489, 902	600, 304	△110, 402
	計	1, 637, 566	2, 293, 958	△656, 392
資本的支出	中央病院	1, 645, 646	2, 234, 581	△588, 935
	こころの医療センター	329, 518	308, 538	20, 980
	こども病院	633, 083	800, 385	△167, 302
	計	2, 608, 247	3, 343, 504	△735, 257

○一般会計繰入金の病院別推移

(単位：百万円)

年度	中央病院	こころの医療センター	こども病院	本庁	合計	教育研修事業分	コロナ対策分
H17	1,972	1,540	1,362	—	4,874	—	—
H30	2,260	1,069	1,161	137	4,627	598	—
R1	2,345	1,061	1,315	111	4,832	598	—
R2	2,349	1,033	1,331	111	4,824	598	179
R3	2,503	1,098	1,344	99	5,044	564	454
R4	2,521	1,083	1,279	5	4,888	551	—
R5	2,314	1,043	1,189	28	4,574	560	—
R6	2,453	1,220	1,226	5	4,904	598	—
R7	2,316	1,257	1,304	6	4,883	598	—

※H17～R5：決算ベース R6、R7：当初予算ベース

令和 7 年第 1 回定例会 保健福祉医療委員会資料

【諸般の報告】

＜令和 6 年度関係＞

- 1 県立拠点病院の建設候補地について 2

令和 7 年 3 月 1 2 日

病 院 局

1 県立拠点病院の建設候補地について

水戸保健医療圏6病院の再編に係る基本的な方針に基づき、「県立中央病院」と「県立こども病院」を統合し、県立の拠点病院を整備するための建設候補地を決定した。

(1) 建設候補地について

- ・笠間市小原地区、水戸市三湯町地区周辺に決定



(2) 候補地の考え方

- ・現在の利用者にも配慮しつつ、県央・県北の高度急性期医療を担うため、水戸ICを中心にアクセスのよい場所とする。

(3) 決定までの経緯

- ・水戸地域医療構想調整会議において医療関係者から了承をいただいた。
- ・笠間市・水戸市それぞれの市長からの要請などを踏まえて選定し了承をいただいた。
- ・土地の状況調査が概ね終了したことから今回公表するもの。

(4) 今後の対応

- ・本日（3/12）、別添資料により本建設候補地の記者発表を実施。

県立拠点病院の建設候補地について

水戸保健医療圏 6 病院の再編に係る基本的な方針に基づき、「県立中央病院」と「県立こども病院」を統合し県立の拠点病院を整備するための建設候補地を決定

⇒場所：笠間市小原地区、水戸市三湯町地区周辺

候補地の考え方

- ・ 建設候補地の考え方：水戸 I C を中心にアクセスのよい場所
⇒現在の利用者にも配慮しつつ、県央・県北の高度急性期医療を担うため

経緯

- ・ 土地の状況調査が概ね終了したことから今回公表するもの
- ・ 水戸地域医療構想調整会議において医療関係者から了承をいただいた
- ・ 笠間市・水戸市それぞれの市長からの要請などを踏まえて選定し了承をいただいた

県立の拠点病院 建設候補地

